

民法（債権法）改正に伴う預金規定の改定について

2020年4月1日の改正民法施行に伴い、各種規定を改正します。

1. 改定する預金規定

- 当座勘定規定（一般用）
- 当座勘定規定（専用約束手形口用）
- 普通預金規定
- 定期預金規定
- 積立定期預金規定
- 定期性総合口座取引規定
- 定期積金規定
- 通知預金規定

2. 改定および電子化開始日

令和2年4月1日（水）

3. 主な改正内容

- ①成年後見人ご本人について、補助・補佐・後見が開始された場合の取扱い明確化
- ②各規定変更時の周知方法についての新設
- ③定期預金について期限前解約の取扱いについて明確化

普通預金規定（抜粋） 「成年後見人等の届出」条項での一部追加（下線部を追加します）
14. （成年後見人等の届け出） (1)家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。 <u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合も同様に</u> お届けください。

普通預金規定（抜粋） 「規定の変更」条項の新設
16. （規定の変更） (1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 (2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

定期預金規定（抜粋）

期限前解約の取り扱いについて明確化（下線部を修正・追加します）

改正後	改正前
<p>5（預金の解約、書替継続）</p> <p><u>(1)この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u></p> <p>(2)この預金を解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書または証書に届出の印章により記名押印して、この証書等とともに当店に提出してください。</p> <p>2（利息）</p> <p>(4) <u>この預金を共通規定5.(1)により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下、同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てし、解約日の普通預金利率を下回らない。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</u></p>	<p>5（預金の解約、書替継続） （新設）</p> <p>(1)この預金を解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書または証書に届出の印章により記名押印して、この証書等とともに当店に提出してください。</p> <p>2（利息）</p> <p>(4) <u>当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下、同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てし、解約日の普通預金利率を下回らない。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</u></p>